

足場の組立て等特別教育 案内書

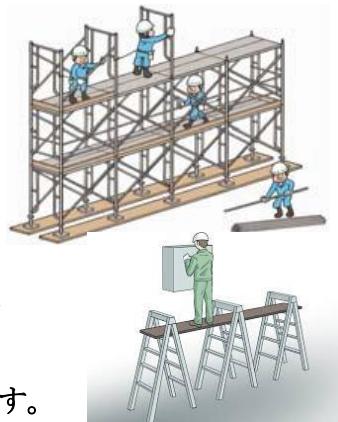
法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第59条の規定により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第39号

- 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)



【受講対象者】

- 足場の高さに関係ない、足場の組立て解体又は変更の作業に係る業務を行なう方は特別教育を修了する必要があります。
- 内装工事等に係る脚立足場や連結式作業台、ロータリングタワー組立て等作業に就く場合も特別教育は必要です。

★本規則は、平成29年7月1日から改正施行されています。

申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切れます。

手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間	労働災害の防止に関する知識	1.5時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5時間	関係法令	1時間
合計 6時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。			
実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	6,820円	815円	7,635円
会 員	6,380円		7,195円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)